

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（569））
2. 日時：平成29年12月27日 10時00分～13時00分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、皆川保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他10名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち、「1.0 共通事項」について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【体制について】

- 東海発電所と東海第二発電所の災害対策要員については、各班と作業内容の関係を明確にするとともに、専従及び兼務の考え方を整理して提示すること。また、兼務者と初動対応要員との関係を説明すること。
- 東海発電所と東海第二発電所の自衛消防隊員は兼務であるが、公設消防が遅れる場合等、初期消火に対する優先順位の考え方を整理して提示すること。

【格納容器の長期冷却について】

- 格納容器の長期冷却において、仮設設備等を用いた除熱手段を検討した上で、対応可能な条件を踏まえ、事故収束に向けた除熱手段を整理して提示すること。

【前兆事象を踏まえた事前対応について】

- 前兆事象においては、技術的能力審査基準の解釈(4)1 f)が追加改正されているため「大津波警報発令時」に加えて、「降下火砕物の到達が予測されるとき」の対応方針について追記するとともに、通常待機における資機材の配備状況及び降下火砕物の除去対象等について、整理して提示すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海・東海第二発電所同時発災を想定した災害対策要員について（案）
- ・ 仮設設備を使用した除熱手段の整備の成立性について
- ・ 東海第二発電所 自然災害等の影響によりプラントの原子炉安全に影響を及ぼす可能性がある事象の対応について